

特別徴収義務者 様

洲本市役所 財務部税務課市民税係

給与支払報告書の提出について（依頼）

平素は、本市税務行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、給与所得に係る所得税の源泉徴収義務を有する事業者様におかれましては、支払いの確定した前年中給与について、その支払額の多寡に関わらず、すべての受給者の方（アルバイト・パート、法人役員等を含む）の給与支払報告書及び総括表を作成し、各受給者が1月1日現在（退職した方については退職日現在）で居住している住所所在地の市区町村に提出していただく必要があります。

また、兵庫県の全ての市町は、平成30年度より住民税の特別徴収を徹底しています。

パート・アルバイト等の雇用形態や収入の多寡に関わらず、従業員の方の給与支払報告書については必ず特別徴収でご提出いただきますようお願い申し上げます。同封の普通徴収切替理由書の記載無く普通徴収となっている方については、特別徴収とさせていただきます場合がございますのでご了承下さい。

つきましては、本市へ提出する必要がある受給者の給与支払報告書については、同封の総括表及び右面切替理由書を使用し、**①市県民税を給与天引きできる方（特別徴収）、②特別徴収できない方（普通徴収）**の2通りに仕分けをした上で輪ゴムやクリップ等で一つにまとめ、下記のとおりご提出いただきますようお願いいたします。

記

1. 提出場所 洲本市役所 税務課市民税係
2. 提出期限 令和6年1月31日（水） ※なるべく早めのご提出をお願いします。
3. 提出物 ①総括表および右面の普通徴収切替理由書
②令和5年中に給与支払いがあったすべての受給者の給与支払報告書
※1月1日現在（退職の方は退職日現在）で洲本市にお住まいの方の分をご提出ください。

※ご注意ください！

令和4年分の報告書より、**給与支払報告書（個人別明細書）の提出枚数が、従来の2枚から1枚に変更**になっています。

【お問合せ先】

洲本市本町3丁目4-10
洲本市役所 財務部税務課市民税係
電話：0799-22-3321（内線1122・1129）
FAX：0799-22-3900

特別徴収の徹底について

■兵庫県では、平成30年度から個人住民税の特別徴収を徹底しています

兵庫県・県内全41市町では、納税者の利便性向上、法令遵守の徹底等を図るため、平成30年度から一斉に特別徴収の徹底を行っています。特別徴収の徹底に関しては全国的な取組が行われており、近畿府県はもちろんのこと、関東、東海地方等においても既に取組が行われています。制度全般に関しては、兵庫県市町振興課(078-362-3099)、手続きに関しては従業員がお住まいの各市町へお問い合わせください。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

■雇用形態に関わらず、継続して雇用される従業員の方は特別徴収としてください

今までパート・アルバイト等で特別徴収としていなかった従業員の方がいらっしゃる場合も、原則として特別徴収を行っていただきますようお願いいたします。また、普通徴収となる方がいらっしゃる場合は、必ず普通徴収切替理由書(総括表右面)の記載をお願いいたします。

■eLTAXにてご提出の場合について

給与支払報告書をeLTAXにてご提出いただく場合は、総括表及び切替理由書の提出は必要ありませんが、下記のように、個人別明細書の摘要欄に、普通徴収切替理由書に示された切替理由(略号a~d)の記載を必ず行っていただきますようお願い申し上げます。普通徴収に該当する方は個人別明細書の「普通徴収」欄に必ずチェックを入力してください。(CSV取込の場合は該当する項番に「1」を入力してください。) 入力のない場合は特別徴収となります。

種別	支払金額			給与所得控除後の金額 (調整控除後)		所得控除					
	内	千	円	千	円						
(摘要)											
α 令和6年3月31日 退職予定											
未成年者	外国人	死亡退職者	災害者	乙欄	本人が障害者		ひとり親	勤労学生	中途就・退職		
					特	その他			就職	退職	年

乙欄適用または退職年月日の記入があれば、略号の記入は不要です。
退職予定者は、退職日を摘要欄に記入してください。

退職した従業員の給与支払報告書(個人別明細書)の提出について

令和5年中に退職した方のうち、令和5年中の給与等の支払額が30万円を超える方の給与支払報告書(個人別明細書)については提出が義務付けられています。

また、提出義務はありませんが、令和5年中の給与等の支払額が30万円以下の方の給与支払報告書(個人別明細書)についても、提出していただきますようお願いいたします。

給与支払報告書の様式に関するご注意

令和2年度税制改正により、所得金額調整控除の創設、基礎控除の見直し、未婚のひとり親への対応及び寡婦控除の見直し等が行われ、給与支払報告書の項目名・記載内容が変更されています。

給与支払報告書の提出にあたっては、必ず最新の様式にてご提出いただくようご注意ください。

eLTAX または光ディスクをご利用いただく事業者様へ

現在 eLTAX または光ディスクにて、総括表および給与支払報告書をご提出いただいている事業所様より、紙の総括表の送付は不要であるというご意見を頂いています。そのため、本市では**昨年度より、eLTAX または光ディスクにて、特別徴収の総括表および給与支払報告書をご提出いただいた事業所様に関しては、原則次年度以降の本通知を送付しないこととしております。**ご理解のほどよろしくお願いたします。

今年度 eLTAX または光ディスクにて、特別徴収の総括表および給与支払報告書を提出するが、事務処理上、次年度以降も紙の総括表や本通知が必要であるという事業所様は、本市税務課のホームページよりダウンロードしてください。

⇒[洲本市ホームページ https://www.city.sumoto.lg.jp](https://www.city.sumoto.lg.jp) 「給与支払報告書の提出について」

eLTAX にて税額通知の電子データでの受取を希望される事業者様へ

令和6年度より、特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子データ（副本）が廃止され、「電子データ（副本）と紙（正本）」での受取はできなくなります。**「電子データ（正本）」又は「紙（正本）」どちらかでの受取になりますので、ご注意ください。**

また、特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子データ（正本）での受取を選択できるようになります（※）。**電子データでの受取を選択される場合は、受給者番号が必須となります。ただし、下記の文字、文字列は受給者番号として使用できません。**これらの文字、文字列が使用されている場合は、受給者番号の訂正、給与支払報告書の再提出をしていただくこととなりますので十分にご注意ください。なお、特別徴収税額通知（納税義務者用）も**「電子データ（正本）」又は「紙（正本）」どちらかでの受取になります。**

詳細については、下記の国税庁ホームページをご覧ください。

個人住民税特別徴収税額通知（納税義務者用）電子化に係る特別徴収義務者向け特設ページ

<https://www.eltax.lta.go.jp/news/08036>

※従業員に電子的に配布するための体制が必要です。

文字、文字列	説明	文字、文字列	説明	文字、文字列	説明
,	カンマ	%	パーセント	(先頭が).	先頭1文字目が半角ドット
@	アットマーク	^	caret	AUX	AUX のみの文字列
¥	バックスラッシュ、円記号	`	アクサングラーブ/バックティック	COM0 ~	{COM}&0 から 9 の
/	スラッシュ	~	チルダ	COM9	連番のみの文字列
:	コロソ	_	アンダーバー	CON	CON のみの文字列
*	アスタリスク	<	不等号小なり	LPT0 ~	{LPT}&0 から 9 の
?	クエスチョンマーク、疑問符	>	不等号大なり	LPT9	連番のみの文字列
"	ダブルクォーテーション	[左角括弧	NUL	NUL のみの文字列
'	シングルクォーテーション]	右角括弧	PRN	PRN のみの文字列
	バーティカルバー	{	左中括弧		
#	シャープ	}	右中括弧		